

昭和7年9月30日以前に生まれた方へ

老人保健高額医療費を

払い戻します



老人保健医療受給者が、医療機関窓口で負担する医療費

自己負担限度額を超えた場合

自己負担限度額（月額）

区 分	本 人 負 担 額	
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯）
一定以上の所得がある方	40200円	72300円＋医療費が361500円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（多数該当の場合は40200円）
一般受給者	12000円	40200円
低所得者（市民税非課税世帯等）	II I	8000円
		24600円 15,000円

6月1日は、人権擁護委員の日

無料特設相談会

を開催

詳しくは広報課広報担当 ☎ 470・7708へ。

全国一斉に特設相談会を開催



私たちはだれもが「幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」と願っています。この願いを実現するために、無くてはならない権利が「基本的人権」です。しかし、悲しい

【日時】6月1日（木）午後1時～4時
【会場】市役所2階相談室

無料特設相談会

人権問題でお困りの方、暴力・虐待・いじめ・プライバシーなどの侵害や差別的な取り扱いを受けるなど人権を侵害されている方はご相談ください。相談は無料で、難しい手続きもありません。相談内容の秘密は守られますので気軽に相談ください。

全国人権擁護委員連合会では6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、社会の認識を深めるための普及啓発を図り、心通わせることのできる社会づくりの一助を目指しています。

【担当者】人権擁護委員
【定員】先着5人（相談は1人30分）

高額医療費に該当した方にごささまざまな場合、日ごろから人権とは何かということを一ひとりが考え、その意義や重要性に関する知識を身に付けるとともに、人権への配慮が行動に現れるような意識をばくんでいく必要があります。

その超えた金額を高額医療費として後日払い戻します。

外来で支払った金額が個人単位で合計した金額が外来負担限度額を超えた場合、世帯の老人保健医療受給者が支払った金額を合算した結果、世帯の負担限度額を超えた場合

は介護福祉課医療係から老人保健高額医療費のお知らせと申請書（請求書）を郵送しますので必要事項を記入して、同係（市役所1階）へ申請（請求）してください。

交通災害共済「ちょこっと共済」に加入しませんか

万一のときに備えて

詳しくは地域政策課都市交通係 ☎ 470・7764へ。

【予約ください】
【日時】6月1日（木）午後1時～4時
【会場】市役所2階相談室

万一の交通事故に備えて「東京都市町村民交通災害共済」に加入しませんか。

現在、18年度の加入申し込みを随時受け付けています（共済期間は、加入日の翌日、19年3月31日）。安心のために、家族そろってお申し込みください。

必要な書類
年金手帳または基礎年金番号の分かるもの▼退職票など退職日の分かるもの▼印鑑

必要書類
年金手帳または基礎年金番号の分かるもの▼退職票など退職日の分かるもの▼印鑑

必要な書類
年金手帳または基礎年金番号の分かるもの▼退職票など退職日の分かるもの▼印鑑

必要な書類
年金手帳または基礎年金番号の分かるもの▼退職票など退職日の分かるもの▼印鑑

必要な書類
年金手帳または基礎年金番号の分かるもの▼退職票など退職日の分かるもの▼印鑑



加入申し込み方法
会費を添えて、同課（市役所5階）または上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所、市内金融機関の窓口で実施しています（郵便局での受け付けは実施していません）

加入資格
市内に在住し、住民登録または外国人登録のある方

加入資格
市内に在住し、住民登録または外国人登録のある方

加入資格
市内に在住し、住民登録または外国人登録のある方

加入資格
市内に在住し、住民登録または外国人登録のある方

加入資格
市内に在住し、住民登録または外国人登録のある方

加入資格
市内に在住し、住民登録または外国人登録のある方

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	7日・14日 21日・28日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	5月25日（木） 6月8日（木）
登記相談	7日（水）	午後1時から	司法書士	6月2日（金）
表示登記相談	7日（水）	午後1時から	土地家屋調査士	6月2日（金）
税務相談	14日（水）	午後1時から	税理士	6月9日（金）
人権身の上相談	21日（水）	午後1時から	人権擁護委員	6月13日（火）
不動産相談	21日（水）	午後1時から	宅地建物取引主任者	6月16日（金）
交通事故相談	28日（水）	午後1時から	弁護士	6月22日（木）
相続・遺言・成年後見等手続相談	14日（水）	午前10時から	行政書士	6月8日（木）
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	28日（水）	午前10時から	社会保険労務士	6月23日（金）
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎ 471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	5日・12日 19日・26日	いずれも月曜日 午後1時半～4時半	女性 カウンセラー	5月22日（月） 6月5日（月）
女性弁護士による法律相談	2日（金）	午前9時半～午後零時半	女性弁護士	5月19日（金）
耐震相談	14日（水）	午後2時～5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 ☎ 476・1515
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時 電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎ 473・3667 （成美教育文化会館内教育センター） 滝山相談室 ☎ 475・8909 （西中学校隣）
母子相談	開庁日		母子自立支援員	子育て支援課 ☎ 470・7736

6月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	14日（水）	午前10時～正午	知的障害者相談員
身体障害者相談	9日（金）	午前10時～正午	身体障害者相談員
心身障害者（児）相談	24時間随時	☎ 477・2711	さいわい福祉センター指導員
動物なんでも相談	16日（金）	午後1時半～2時半	獣医師
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
住宅増改築相談	8日（木）	午前10時～午後4時	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会
消費者相談	平日の午前10時～午後4時	電話相談も可 ☎ 473・4505	消費生活相談員
電話なんでも相談（東久留米市社会福祉協議会）	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時	☎ 474・4294	市民ボランティア相談員

《訪問します》

妊婦訪問相談	訪問希望の方は健康課 ☎ 477・0022	助産師	ご自宅
--------	-----------------------	-----	-----

東京都でも、交通事故相談 ☎ 03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎ 03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。